

# 【当初】10月以降のコロナ協定の変更について（案）

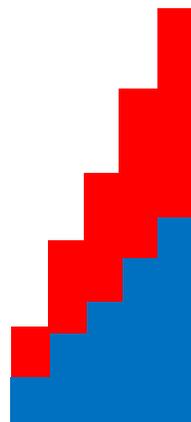
## 概要

- 10月以降の病床確保料に対応するため、現在の協定を整理の上変更が必要。
- 9月中旬以降、順次協定変更の手続きを進めていく。

5月8日～9月30日

### 確保病床

- ・ 病床確保料の対象



### 協力病床

- ・ 病床確保料の対象外

10月1日～3月31日

協定変更

### コロナ病床

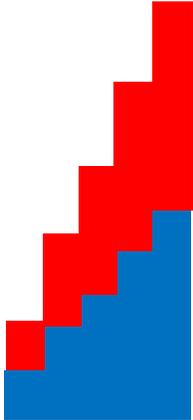
- ・ 内数の確保料対象病床数のみ病床確保料の対象



# 【9/26付通知】 【A】 コロナ病床数の通知

協定

5月8日～9月30日



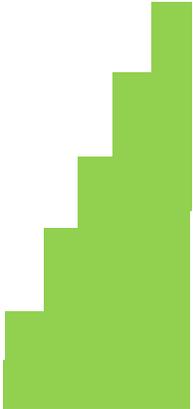
## 確保病床

- ・ 病床確保料の対象

## 協力病床

- ・ 病床確保料の対象外

10月1日～3月31日



## コロナ病床

- ・ 内数の確保料対象病床数のみ病床確保料の対象

通知

当初、新たな協定締結を予定しておりましたが、期間の制約や事務負担軽減のため、**コロナ病床数を示した通知(26日付)**を行うこととしました。

医危第 3525 号  
令和 5 年 9 月 26 日

〇〇病院 管理者 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長  
(公 印 省 略)

令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症の病床について (通知)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 9 月 20 日付医危第 3450 号によりお知らせしましたが、国の方針により、10 月から病床確保料の補助対象が感染拡大期に限られ、確保病床数にも上限が設けられるなど、大幅な変更が行われることとなりました。

これに伴い、現行協定は 9 月末で終了し、10 月以降は現在の確保病床と協力病床を合わせて医療機関が自律的にコロナ患者の受入対応を行う「コロナ病床」に統一することとしました。

つきましては、事務的負担を軽減して、協定の再締結は行わず、本通知により、10 月以降の貴院のコロナ病床数を基本的にはこれまでの病床数に移行することとして、次のとおりの病床数にさせていただきますとお知らせしますので、引き続き、コロナ患者の受入を継続していただくようお願いいたします。

なお、令和 6 年 4 月からの感染症法上に基づく「医療措置協定」については、今後、各医療機関と締結していく予定ですので、貴院の御協力をお願いします。

**貴院のコロナ病床数 (※ 1)**

	病床フェーズ (※ 3)				
	1	2	3	4	5
重症用病床	床	床	床	床	床
中等症 II 用病床	床	床	床	床	床
中等症 I・軽症用病床	床	床	床	床	床
<b>コロナ病床合計</b>	床	床	床	床	床

※ 1 令和 5 年 8 月 31 日時点の現行協定の病床数と同数

※ 2 病棟の工事などの特段の事情により、上記コロナ病床数で対応できない場合はお問合せ下さい。

※ 3 5 段階の病床確保フェーズの個別引上げ又は引下げに係る県の通知 (令和 4 年 7 月 11 日付け医危第 2809 号及び令和 4 年 10 月 21 日付け医危第 5547 号) は、10 月以降廃止し、県への申請は不要となりますので、各病院の判断でフェーズを運用していただくようお願いいたします。

問合せ先  
調整グループ 医療機関調整班  
電話 045-285-0715  
メール iryouchousei.x3dn@pref.kanagawa.lg.jp